

## 財務諸表に対する注記(中心荘第二拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)購入時は取得価額により処理
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産一該当なし
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産一該当なし
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金一財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に係る掛金納付額のうち法人負担額に相当する金額を計上している。
  - ・賞与引当金一職員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により前年度(10~3月)を算出し計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
  - ・消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。  
加入対象職員一正職員・契約職員・週労働時間が27時間以上の非常勤職員

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 中心荘第二拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
  - 中心荘第二特別養護老人ホーム
  - 中心荘第二短期入所事業
  - 中心荘認知症ケアセンター
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
  - 中心荘第二特別養護老人ホーム
  - 中心荘第二短期入所事業
  - 中心荘認知症ケアセンター

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	110,715,655		7,972,375	102,743,280
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	110,715,655	0	7,972,375	102,743,280

### 6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・基本金の増減はありません。
- ・減価償却に伴い国庫補助金等特別積立金 5,559,795 円を取崩しました。  
(国庫補助金等特別積立金明細表記載のとおりです。)

### 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)			0
建物(基本財産)	511,205,800	408,462,520	102,743,280
土地			0
建物	626,666	626,665	1
構築物			0
機械及び装置	3,700,000	2,447,174	1,252,826
車輛運搬具	565,695	565,694	1
器具及び備品	62,262,723	58,936,414	3,326,309
建設仮勘定			0
有形リース資産			0
権利	7,000,000		7,000,000
ソフトウェア			0
無形リース資産			0
合計	585,360,884	471,038,467	114,322,417

**9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

・該当なし

**10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第13回3年かながわ県民債	4,000,000	3,989,600	△ 10,400
10国際協力機構(JICA債)	7,000,000	7,012,600	12,600
合計	11,000,000	11,002,200	2,200

**11. 重要な後発事象**

該当なし

**12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

該当なし